



平成25年度 事業計画

社会福祉法人京都府社会福祉事業団

目 次

第 1 平成25年度運営方針及び基本方針	1
1 運営方針	
2 基本方針	
第 2 法人の概要	2
1 法人の概要	
2 組織図	
第 3 事業計画	
1 法人事務局	3
2 心身障害者福祉センター	
(1) 障害者支援施設	5
(2) 附属リハビリテーション病院	7
(3) 体育館	9
3 洛南寮	
(1) 養護老人ホーム	11
(2) 救護施設	13
4 東山母子生活支援施設	15
5 視力障害者福祉センター	17
6 桃山学園	
(1) 障害児入所施設	19
(2) 児童養護施設	21
7 こども発達支援センター	23
8 相談支援事業所 TOMO	25
9 発達障害者支援センター	26

第1 平成25年度運営方針及び基本方針

1 運営方針

平成25年度の財政状況は、指定管理料の減額に加えて「新体系定着支援事業」の廃止に伴い、収入が大幅に減少し、かつてない極めて厳しい法人運営を余儀なくされる状況が予想されるため、一層効率的で効果的な法人・施設運営を行い財務基盤を強化する。

具体的には、昨年度まで協議を重ねた「業務プロセスの見直し」の改善策、「総務事務一元化」の円滑実施と新規事業の創設・拡大、新賃金制度や人事考課制度を柱とする「新人事制度」の実施に向けた取組みを行う。

また、地域福祉向上のため、地域との連携を図り、利用者から喜ばれる施設づくりに努めることで、地域から信頼される必要な法人として永続的に存続していけるよう取り組む。

なお、職員が笑顔で活気溢れる職場づくりは引き続き取り組むこととする。

2 基本方針

- 1 新経営改善基本計画に基づき、職員の経営意識を更に向上させ、効率的かつ効果的な法人経営に努めます。
- 2 コンプライアンス（法令遵守）の徹底と、ガバナンス（統治）の強化に努めるとともに、アカウントビリティ（説明責任）を果たすことで、一層、法人の公平性・透明性を確保します。
- 3 社会福祉施設職員としての教養を高め、専門技術の向上を図り、利用者ニーズに答え得る人材育成に努めます。
- 4 利用者本位の事業運営と地域福祉の貢献に努め、利用者や地域社会から信頼され、選ばれる施設づくりに努めます。

《京都府社会福祉事業団 基本理念》

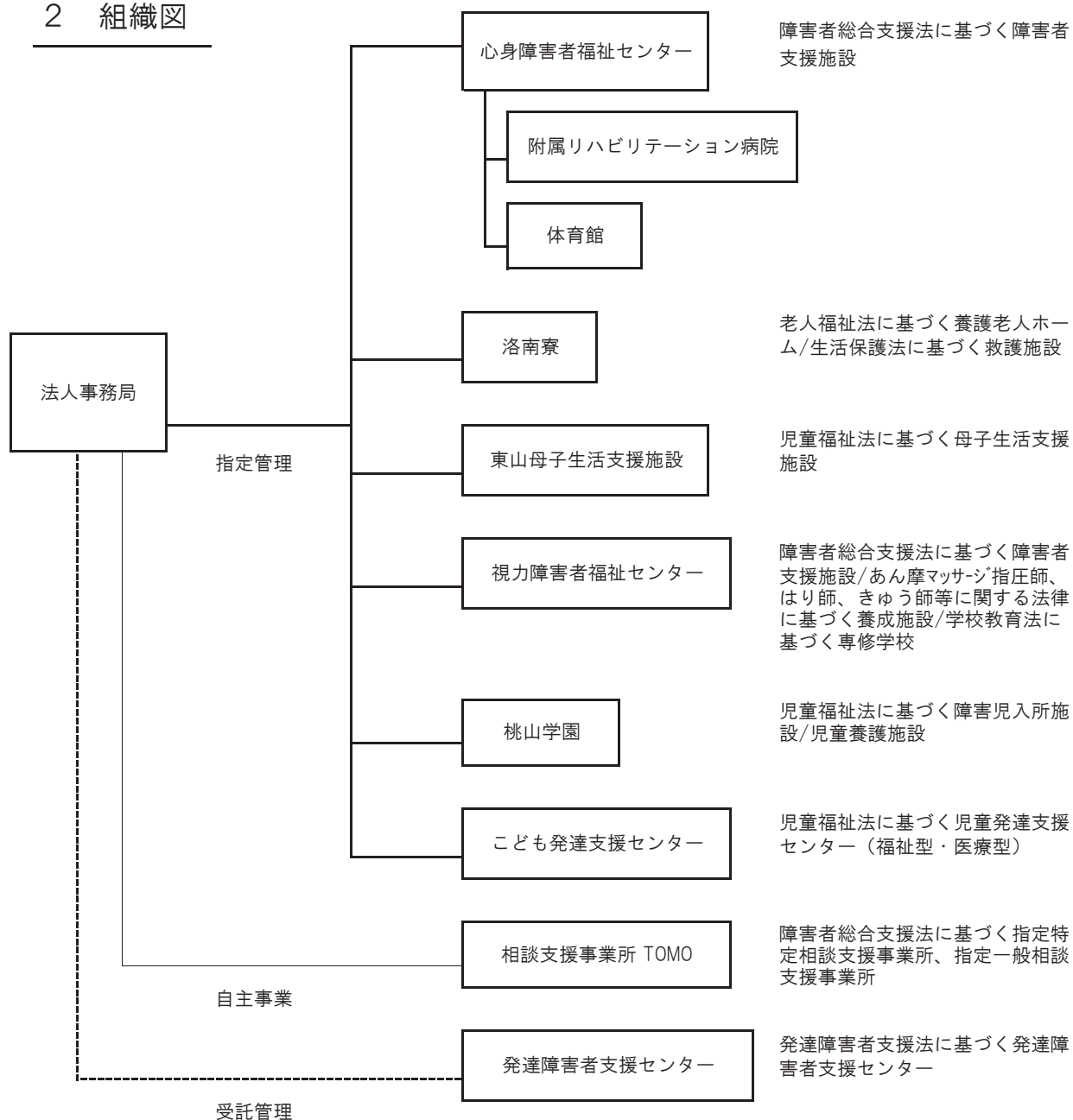
- 1 社会福祉施設としての公的責任を果たす施設であること
- 2 利用者の権利を擁護し、利用者本位の、利用者に選ばれる施設であること
- 3 地域福祉の向上のため、地域との連携を図り、地域から信頼され、地域に開かれた施設であること
- 4 主体性のある法人・施設をめざすこと

第2 法人の概要

1 法人の概要

法人名	社会福祉法人 京都府社会福祉事業団
代表者名	理事長 塩見 司郎
設置主体	京都府
基本金	10,000,000円
設立年月日	昭和52年8月2日
主たる事務所	京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地

2 組織図



第3 事業計画

1 法人事務局

【運営の方針】

平成25年度は、施設相互間の連携を強化し、一層効率的で効果的な運営を図るため、法人内の総務事務の一元化や効果的な情報発信などに取り組み、法人の中核的な役割が果たし得る組織運営を行う。

また、多様なニーズに応じた新たな福祉事業や新賃金制度の実施に向けて具体的な事務作業を行うなど、更なる職員のモチベーション向上と法人の発展をめざした積極的な取り組みを進める。

【事業計画】

1 財務基盤の確立

- (1) 三半期予算管理制度による予算管理の徹底及び経費の効率的執行
- (2) 効果的な予算執行に向けた「収支状況評価委員会(仮称)」の実施(適時実施/新規)
- (3) 新賃金制度の確立とその実施に向けた条件整備
- (4) 新たな福祉事業(ヘルパー養成研修等)の開始(新規)

2 組織体制の強化

- (1) 役職者の役割基準と職務権限の再構築(新規)
- (2) 法人内の危機管理組織(事故防止・虐待防止・苦情解決)の整備・充実
- (3) 新規事業準備室(仮称)の設置(新規)

3 効率的・効果的な事業運営

- (1) 業務プロセス改善策の進行管理(「業務プロセス改善推進委員会(仮称)」の設置等)
- (2) 円滑な総務事務一元化の推進(内部監査の実施、マニュアルの整備等)
- (3) システム揭示版による効果的な情報発信
- (4) 新会計基準への移行(規程整備、システムの改修等)

4 人材の育成と確保

- (1) 人事考課制度の試行実施
- (2) 研修委員会の設置(新規)と研修体系構築による法人内研修の充実
- (3) エルダー制度の定着及びOJTの推進
- (4) 効果的な採用活動の実施(パンフレットの作成やインターネットを活用した広報)
- (5) 接遇指導者の養成による接遇マナーの向上

5 福祉サービスの充実

- (1) 多様なニーズに応じた新たな福祉事業の開設準備
(重度訪問介護事業・居宅支援事業・移動支援事業/新規)
- (2) リスク管理の徹底(システムによるデータ化・分析報告会(仮称)で改善策の検討等)

6 活気溢れる職場づくり

- (1) 挨拶の励行及びクリーンタイムの継続実施
- (2) 職場の活性化を目的とした取組みの実施
 - ア 昨年度提案制度優秀作品より事業化(法人全体)
 - イ 朝礼・終礼を活用した業務の進行管理の徹底及び1分間スピーチの実施による意欲喚起(事務局)

2 心身障害者福祉センター

(1) 障害者支援施設

【運営の方針】

障害者総合支援法に基づく障害者支援施設として、身体障害者等が自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の生活介護や生活能力維持・向上につながる訓練を行うとともに、利用者個々の要望や課題を支援する。

また、相談支援事業所等との連携により、積極的に地域生活への移行を進め、利用者の自立をめざす。

【事業計画】

1 財務基盤の確立

(1) 利用料収入増の取組み実施

- ア 人員配置体制加算をⅡからⅠへ引き上げ（新規）
- イ 日中（生活介護）通所の実施（新規）（目標：2名以上/日）
- ウ 栄養マネジメント加算の取得（新規）

(2) 予算管理の徹底による経費の効率的執行

（目標：平成22年度事務費実績 5%減）

- ア 節電・節水の取組みや省エネ設備の整備（LEDの導入等）
- イ 利用者の重度化に伴うオムツ等の仕様変更（試行）によるコスト削減

2 組織体制の強化

危機管理体制の強化

- ア 危機管理マニュアルの見直し（毎月1回）
- イ ヒヤリハット・事故報告の検証と事故防止委員会の開催（月1回）
- ウ 感染症予防対策の徹底
附属リハビリテーション病院の医療安全管理マニュアル等に沿った予防策の徹底

3 効率的・効果的な事業運営

(1) 業務プロセスの見直しによる改善策の実施

- ア リネン交換等支援方法の見直し
- イ 請求事務に係る業務分担の見直し

(2) 総務事務一元化に伴う事務処理体制の整備

4 人材の育成と確保

(1) 人事考課制度の試行実施

- (2) エルダー制度実施等によるOJTの強化
- (3) 施設内研修の充実
 - ア 異動職員への介護技術研修の開催（年6回）
 - イ 各種研究大会への参加
- (4) 接遇指導者による接遇マナーの向上
 - 利用者への挨拶の励行、名札の着用、服装等の身だしなみのチェック（毎日）

5 福祉サービスの充実

- (1) 高次脳機能障害についての取組み
 - ア 高次脳機能障害における取組みについての外部研修への参加
 - イ 合唱等集団活動による高次脳機能障害に特化したプログラムの継続実施
- (2) 相談支援事業所等と連携した地域生活移行の促進（目標：2名以上）
- (3) ケアプランの充実
 - ケアプラン会議の継続的实施（毎週）とケアプラン研修の実施（年2回）
- (4) 安心安全な環境整備
 - ア 利用者満足度調査結果での指摘事項対応策の実施
（施設内不要物の整理、車いす利用者が見やすい掲示への工夫、排泄物処理方法の徹底等）
 - イ 職員による利用者居室内の定期的な整理、整頓（毎月1回以上）

6 活気溢れる職場づくり

- (1) 挨拶の励行及びクリーンタイムの継続実施
- (2) 職場の活性化を目的とした取組みの実施
 - ア 朝礼時等での基本理念、倫理綱領の唱和（新規）
 - イ 5S運動（整理・整頓・清掃・清潔・整容）の実施（新規）
 - ウ 提案制度への応募及び研究発表会への積極的参加

2 心身障害者福祉センター

(2) 附属リハビリテーション病院

【運営の方針】

京都府南部の医療機関や近隣社会福祉施設との連携、地域住民への各種サービスの継続実施、医療関連情報の提供等、運営の安定化を図る。

また、新設する「高次脳機能障害専門外来」については、先進機器の導入や各専門スタッフによる一貫した医療サービスを提供することで、京都府における「高次脳機能障害対応医療機関」の中核施設としての役割を果たす。

【事業計画】

1 財務基盤の確立

(1) 利用料収入増の取組み実施

目標：1日あたりの外来患者数 110人

1日あたりの入院患者数 22人（病床利用率 90%）

ア 入院・外来患者の増加対策

- ・関係医療機関等との連携による後送患者の受入れ
- ・障害児（者）歯科の積極的受入れ（近隣の社会福祉施設等）
- ・出前講座、近隣社会福祉施設への訪問など地域への積極的な要請活動の実施
- ・近隣市町村や社会福祉協議会の広報誌、京阪宇治バスの車内広告等による病院診療情報の提供及び案内

イ リハビリ業務の効率的運営（新規）

リハビリ業務の見直しによる単位数増等効率的運用

(2) 予算管理の徹底による経費の効率的執行

（目標：平成22年度事務費実績 5%減）

ア 節電・節水の取組みや省エネ設備の整備（LEDの導入等）

イ 医薬品在庫管理の徹底

ウ 診療報酬の請求漏れ防止及び返戻・保留レセプトの管理の徹底

2 組織体制の強化

危機管理体制の強化

ア 医療安全管理マニュアル、感染防止対策マニュアルの随時見直し

イ 院内ラウンドによる安全対策、感染防止対策の実施（新規）

ウ ヒヤリハット・事故報告の検証と事故防止委員会の開催（月1回）

エ 事故防止、感染症対策等をテーマとした院内講習会等の実施（年12回）

3 効率的・効果的な事業運営

(1) キャンセル枠の活用等効率的な訓練の実施による訓練稼働率のアップ

- (2) 病院業務プロセス見直し推進会議による医療安全管理マニュアル、感染防止対策マニュアルの見直し及び高次脳機能障害受入れマニュアルの策定
- (3) 総務事務一元化に伴う事務処理体制の整備

4 人材の育成と確保

- (1) 人事考課制度の試行実施
- (2) エルダー制度実施等によるOJTの強化
- (3) 施設内研修の充実
各種外部研修への積極的参加
- (4) 接遇指導者による接遇マナーの向上
利用者への挨拶の励行、名札の着用、服装等の身だしなみのチェック（毎日）

5 医療・福祉サービスの充実

- (1) 高次脳機能障害対応医療機関としての機能の充実
 - ア 高次脳機能障害専門外来の開設
 - イ 高次脳機能障害患者受入れマニュアルの策定（新規）
 - ウ 京都府リハビリテーション支援センターと連携した高次脳機能障害患者ケース検討会の実施（年4回）
 - エ 関係機関と連携した、退院患者のアフターケア
- (2) 患者の立場に立った快適な病院づくり
「満足度調査」と院内設置の「意見箱」によるニーズの把握及び改善策の実施
- (3) 地域との連携強化
 - ア 地域住民対象の「出前講座」の継続実施
 - イ 近隣社会福祉施設でのリハビリテーション講習会等の実施
- (4) 安心安全な環境整備
 - ア 院内の安全対策及び環境整備の計画的実施
 - ・ 外来診察室のスライドドア設置
 - ・ 3階の床面の改修及び壁紙貼り替え
 - ・ 障害者トイレの壁、床の改修及び温水洗浄便座への取替え
 - ・ 施設周辺の草刈り、花壇整備などの定期実施
 - イ 建物内禁煙の徹底

6 活気あふれる職場づくり

- (1) 挨拶の励行及びクリーンタイムの継続実施
- (2) 職場の活性化を目的とした取組みの実施
 - ア 医療チームとして向上心、探求心を追求する院内研修会の実施
 - イ 研究発表会の参加や学会などへの論文発表によるスキルアップ

2 心身障害者福祉センター

(3) 体育館

【運営の方針】

心身障害者福祉センターの附属施設として、障害者支援施設利用者の運動や日中活動の支援を行うとともに、府南部地域における障害者等のスポーツ・レクリエーションの活動拠点・地域交流施設としての役割を果たす。

【事業計画】

1 財務基盤の確立

予算管理の徹底による経費の効率的執行

(目標：平成22年度事務費実績 5%減)

節電・節水の取組みや省エネ設備の整備（LEDの導入等）

2 組織体制の強化

危機管理体制の強化

ア 危機管理マニュアルの見直し（毎月1回）

イ ヒヤリハット・事故報告の検証と事故防止委員会の開催（月1回）

ウ 感染症予防対策の徹底

附属リハビリテーション病院の医療安全管理マニュアル等に沿った予防策の徹底

3 効率的・効果的な事業運営

総務事務一元化に伴う事務処理体制の整備

4 人材の育成と確保

(1) 人事考課制度の試行実施

(2) 接遇指導者による接遇マナーの向上

利用者への挨拶の励行、名札の着用、服装等の身だしなみのチェック（毎日）

5 福祉サービスの充実

(1) 利用者サービスの向上

ア 障害者支援施設の入所者への身体的機能の維持・向上に向けた活動への支援実施

イ 高次脳機能障害者支援（生活訓練）の一環としてのスポーツ・レクリエーションサービスの試行

(2) 京都府南部地域における障害者スポーツ支援の充実

ア 障害者スポーツのつどい（年12回）

イ 障害者スポーツ教室（アーチェリー、バドミントン、卓球等）等の成果を試す

大会開催（年間10事業）

6 活気溢れる職場づくり

(1) 挨拶の励行及びクリーンタイムの継続実施

(2) 職場の活性化を目的とした取組みの実施

ア 朝礼時等での基本理念、倫理綱領の唱和（新規）

イ 提案制度への応募及び研究発表会への積極的参加

3 洛南寮

(1) 養護老人ホーム

【運営の方針】

利用者一人ひとりが自立した日常生活を営み、社会的活動に参加することができるよう必要な支援を行う。

また、介護予防や認知症進行予防に取り組み、健やかで心豊かな日々の実現を支援するとともに、施設での生活が安心して安全に送れるよう、利用者の事故防止と健康管理等に一層努める。

【事業計画】

1 財務基盤の確立

(1) 利用料収入増の取組み

ア ホームページの活用や相談会の実施による利用者の確保

(目標：年平均充足率90%以上)

イ 入院や退所で生じる介護サービス空き枠の活用

(2) 予算管理の徹底による経費の効率的執行

(目標：平成22年度事務費実績 5%減)

ア 節電・節水の取組みや省エネ設備の整備（LEDの導入等）

節電・節水等の協力ポスターの掲示

イ 建物設備老朽化に伴う修繕及び設備更新の計画的実施

2 組織体制の強化

危機管理体制の強化

ア 事故等の発生防止対策の強化と各種マニュアルの点検見直し

イ ヒヤリハット・事故報告の検証と事故防止委員会の開催（月1回）

ウ 疥癬やノロウィルス等感染症予防対策の徹底

・感染症対策マニュアルの見直し

・消毒等衛生管理の徹底

3 効率的・効果的な事業運営

(1) 業務プロセスの見直し改善策の実施

ア 土・日勤務体制の見直しによる支援体制の強化

イ 救護施設との連携強化による通院業務の見直し

(2) 総務事務一元化に伴う事務処理体制の整備

4 人材の育成と確保

- (1) 人事考課制度の試行実施
- (2) エルダー制度実施等によるOJTの強化
- (3) 施設内研修の充実
 介助技術研修の開催（年2回）
- (4) 接遇指導者による接遇マナーの向上

5 福祉サービスの充実

- (1) 自立をめざした利用者支援の充実
 - ア 機能維持プログラムの実施
 - ・園芸活動の実施
 - ・体操やウォーキング等の実施
 - ・利用者個々の状態に応じた自立支援（調理実習、買物訓練等）
 - イ 認知症進行予防プログラムの充実
 小グループ単位の活動（音楽や体操等）実施

- (2) 健康管理の充実
 - ア 利用者への感染症等予防啓発の実施（ポスター掲示等）
 - イ 看護師による健康チェックの強化

- (3) 安心安全な環境整備
 - ア 手洗い場の増設
 - イ 洋式温水洗浄便座への取替
 - ウ 居住棟の床・壁の張り替え
 - エ 草刈り等環境美化活動の実施（年2回）及び環境整備（月1回）
 - オ 居室内禁煙及び施設内分煙の徹底

6 活気溢れる職場づくり

- (1) 挨拶の励行及びクリーンタイムの継続実施
- (2) 職場の活性化を目的とした取組みの実施
 - ア 5S運動（整理・整頓・清掃・清潔・整容）の実施（新規）
 - イ 提案制度への応募及び研究発表会への積極的参加

3 洛南寮

(2) 救護施設

【運営の方針】

利用者一人ひとりの障害に応じた生活支援に努めるとともに、自立及び地域生活への移行をめざした訓練や支援を行う。

また、事故の発生防止と利用者の健康管理により一層力を入れ、安心して安全な日常生活を支援する。

【事業計画】

1 財務基盤の確立

(1) 利用料収入増の取組み実施

長期入院者等の積極的な受入れによる利用者の確保

(目標 年平均充足率95%以上)

(2) 予算管理の徹底による経費の効率的執行

(目標：平成22年度事務費実績 5%減)

ア 節電・節水の取組みや省エネ設備の整備（LEDの導入等）

節電節水等の協力ポスターの掲示

イ 建物設備老朽化に伴う修繕及び設備更新の計画的実施

2 組織体制の強化

危機管理体制の強化

ア 事故等の発生防止対策の強化と各種マニュアルの点検見直し

イ ヒヤリハット・事故報告の検証と事故防止委員会の開催（月1回）

ウ 疥癬やノロウィルス等感染症予防対策の徹底

・感染症対策マニュアルの見直し

・消毒等衛生管理の徹底

3 効率的・効果的な事業運営

(1) 業務プロセスの見直し改善策の実施

ア 土・日勤務体制の見直しによる支援体制の強化

イ 作業訓練内容の見直し

(2) 総務事務一元化に伴う事務処理体制の整備

4 人材の育成と確保

(1) 人事考課制度の試行実施

(2) エルダー制度実施等によるOJTの強化

- (3) 施設内研修の充実
介助技術研修の開催（年2回）
- (4) 接遇指導者による接遇マナーの向上

5 福祉サービスの充実

- (1) 自立をめざした利用者支援の充実
 - ア 地域生活移行への取組み（目標2名以上）
 - ・外出、買い物訓練等の実施
 - ・一定期間の宿泊訓練の実施
 - イ ガイドヘルパー等を利用した外出支援の実施
 - ウ 健康増進・機能維持訓練の実施
 - ・日中活動、レクリエーション活動の充実
 - ・体操やウォーキング等の実施
 - ・園芸活動の実施
- (2) 健康管理の充実
 - ア 利用者への感染症等予防啓発の実施（ポスター掲示等）
 - イ 看護師による健康チェックの強化
- (3) 安心安全な環境整備
 - ア 手洗い場の増設
 - イ 洋式温水洗浄便座への取替
 - ウ 居住棟の床・壁の張替
 - エ 草刈り等環境美化活動の実施（年2回）及び環境整備（月1回）
 - オ 居室内禁煙及び施設内分煙の徹底（座談会、個別対応で実施）

6 活気溢れる職場づくり

- (1) 挨拶の励行及びクリーンタイムの継続実施
- (2) 職場の活性化を目的とした取組みの実施
 - ア 5S運動（整理・整頓・清掃・清潔・整容）の実施（新規）
 - イ 提案制度への応募及び研究発表会への積極的参加

4 東山母子生活支援施設（東山ファミリーホーム）

【運営の方針】

DV被害や虐待など身体的、精神的に様々な課題を抱えて入所した母子に心身ともに健康で安心・安定した生活環境を提供する。また、母子の自主性を尊重した自立への援助や就労支援の強化に努める。

また、関係機関と連携を密にし、社会的養護を担う施設として地域社会から信頼される施設づくりに努める。

【事業計画】

1 財務基盤の確立

- (1) 予算管理の徹底による経費の効率的執行

(目標：平成22年度事務費実績 5%減)

節電・節水の取組みや省エネ設備の整備（LEDの導入等）

- (2) 積極的な母子の受入れによる定員の充足

2 組織体制の強化

危機管理体制の強化

ア 虐待対応マニュアルの徹底

イ 緊急時対応マニュアルの徹底

ウ ヒヤリハット・事故報告の検証と事故防止委員会の開催（月1回）

エ 感染症予防対策の徹底

3 効率的・効果的な事業運営

- (1) 職員による清掃の継続実施

- (2) 総務事務一元化に伴う事務処理体制の整備

4 人材の育成と確保

- (1) 人事考課制度の試行実施

- (2) エルダー制度実施等によるOJTの強化

- (3) 施設内研修の充実

職場内研修の定期実施（年6回）

- (4) 接遇指導者による接遇マナーの向上

5 福祉サービスの充実

- (1) 自立をめざした利用者支援

ア 自立目標の設定（2年）及び母子のめざす自立への支援

イ 就労支援業務担当の配置による就労促進

- ・ 京都ジョブパーク、京都府パーソナルサポートセンターとの連携
- ・ 就労セミナー等の受講
- ・ 求職者支援制度の活用
- ・ ハローワーク等への同行支援

ウ 保育支援の充実

就職活動時や緊急時等の補完保育と母親のリフレッシュを目的とした一時保育の実施

エ 家事能力向上支援の実施

(2) 母子支援の充実

- ア DV被害者の母及び被虐待児に対する心理療法を取り入れた個別面接支援の実施（1人あたり月2回）
- イ 小児科医による子育て相談の実施（年6回）
- ウ 親子参加事業「かるがもクラブ」の充実（年6回）
- エ 野菜作りやおやつ作り等食育指導の実施

6 活気溢れる職場づくり

(1) 挨拶の励行及びクリーntタイムの継続実施

(2) 職場の活性化を目的とした取組みの実施

- ア 基本理念・倫理綱領の唱和
- イ 生け花や児童の作品展等による明るい施設環境づくり

5 視力障害者福祉センター

【運営の方針】

全国唯一の自治体立のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師養成施設として、視覚障害者の職業的自立を支援するため、長年蓄積してきたノウハウと経験を活かし、国家試験全員合格を目標に教育訓練の充実、強化を図るとともに、社会教育及び人格教育にも力を注ぎ、利用者が安心して勉学に取り組めるよう環境づくりに努める。

【事業計画】

1 財務基盤の確立

(1) 利用料収入増の取組み実施

ア 利用者数の確保（目標：利用者数50名）

・聴講生募集期間の延長及び体験見学会の開催数増（年1回→2回へ）

イ 制度改正時・報酬改定時の報酬加算項目の総点検

ウ 授業日数及び長期休業中の補習日数の増による報酬増

・開校日数の増（10日）

・受験学年を中心に夏季休業期間の補習の実施（5日間）

エ 地域住民を対象としたあん摩・はりの臨床実習の充実

（見込数：臨床受入患者数 1,500名）

オ 徴収可能な諸費用の点検、徴収の検討

(2) 予算管理の徹底による経費の効率的執行

（目標：平成22年度事務費実績 5%減）

ア 節電・節水の取組みや省エネ設備の整備（LEDの導入等）

イ 清掃業務等業務委託内容の見直し

2 組織体制の強化

(1) 危機管理体制の強化

ア 各種危機管理マニュアルの整備・充実

イ 障害者虐待防止マニュアルの整備

ウ 事故・ヒヤリハット事例における他施設との情報共有による安全対策の強化

エ 感染症予防策の徹底

(2) 所内諸規程の制定改廃

3 効率的・効果的な事業運営

(1) 業務プロセスの見直し改善策の実施

ア 舎監業務の1人体制の実施

イ 清掃業務内容の見直し

ウ 「実技」における教員の1人体制移行のための一部試行実施

エ 会議運営方法の見直し（会議の統合、議事録の簡略化）

(2) 総務事務一元化に伴う事務処理体制の整備

4 人材の育成と確保

(1) 人事考課制度の試行実施

(2) エルダー制度実施等によるOJTの強化

(3) 施設内研修の充実

ア サービス管理責任者及び就労支援員養成研修の計画的受講

イ 施設独自研修の実施（年1回）

(4) 接遇指導者による接遇マナーの向上

5 福祉サービスの充実

(1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の国家資格取得に向けた教育訓練の充実

<目標合格率>

あん摩マッサージ指圧師	はり師	きゅう師
100%	100%	100%

(2) 授業の質の向上をめざした教員相互の授業見学や授業内容改善会議の定期実施（年2回程度）

(3) 視覚障害者の社会的・経済的自立支援の促進

ア 京都障害者職業相談室と連携し、卒業予定者（国家資格取得予定者）の早期就労支援を目的とした「求職登録会」の実施

イ 治療院等への「職場見学会」の実施

ウ 京都府視覚障害者協会等と連携し、所内において利用者を対象とした「パソコン講習会」の実施

エ 「就労支援員」を配置し、卒業生に向けた就職先斡旋等の実施

(4) 安心安全な環境整備

ア 施設内外の日常点検による安全管理・安全対策の実施

イ 法人内臨床心理士による利用者カウンセリングの継続実施

ウ 禁煙等健康管理指導の充実

6 活気溢れる職場づくり

(1) 挨拶の励行及びクリーンタイムの継続実施

(2) 職場の活性化を目的とした取組みの実施

ア 施設内業務改善提案制度の設立による相互啓発ができる職場風土づくり

イ 職員クラブ活動の推進

6 桃山学園

(1) 障害児入所施設

【運営の方針】

知的障害のある児童の自立生活に必要な基本的な生活習慣や知識・技能が身につくよう療育し、家庭復帰や社会的自立をめざしながら児童の健やかな成長を支援する。

また、平成25年度は児童虐待防止についても積極的に取り組み、関係機関との連携や家族を含めた総合的支援を行うこととする。

【事業計画】

1 財務基盤の確立

(1) 利用料収入増の取組み実施

- ア 契約利用児童数増に向けた各地域相談事業所との連携強化
(定期訪問やパンフレット(新規作成)配布、情報交換等)
(目標:平均利用児童数 1日あたり平均27名)

- イ 短期入所児童数増に向けた空き室情報の発信(目標:年間延べ720名)

(2) 予算管理の徹底による経費の効率的執行

(目標:平成22年度事務費実績 5%減)

節電・節水の取組みや省エネ設備の整備(LEDの導入等)

2 組織体制の強化

(1) 危機管理体制の強化

- ア 感染症予防対策等危機管理マニュアルの見直し
- イ 記録システム活用によるヒヤリハット事例報告の分析及び防止策の実施

(2) 関係機関との連携(情報共有の徹底等)による児童虐待防止体制の強化

3 効率的・効果的な事業運営

(1) 業務プロセスの見直し改善策の実施

- ア 日中の時間帯の有効活用
- イ 変則勤務業務の統廃合による効率的運営
- ウ 記録システム活用による業務省力化

(2) 総務事務一元化に伴う事務処理体制の整備

4 人材の育成と確保

(1) 人事考課制度の試行実施

(2) エルダー制度実施等によるOJTの強化

(3) 施設内研修の充実

(4) 接遇指導者による接遇マナーの向上

5 福祉サービスの充実

(1) 児童の特性に応じた支援の強化

- ア 個別課題の多様化・重度化に応じた支援マニュアルの見直し
- イ 児童一人ひとりの障害特性や発達段階に合わせた個別支援計画の策定と療育プログラムの実施
- ウ 「入所のしおり」に基づく生活ルールの遵守指導の徹底
- エ 児童虐待防止を目的とした、虐待の早期発見・早期対応、被害児童の適切な保護、保護者支援等の充実
- オ 強度行動障害を示す児童の不応行動軽減を目的とした、障害特性に応じた個別支援(周辺環境の整備、個室対応、コミュニケーション方法の工夫等)の実施
- カ 京都市立八幡支援学校の役職員との連絡会議(年4回)を通じた情報共有の徹底及び課題別対応策の検討
- キ ニーズの把握や課題調整を目的とした児童との話し合いや保護者会の定期実施と、意向調査(短期入所児童の保護者対象)等の実施

(2) 自立を目指した進路指導の強化

- ア 児童の希望や特性に応じた進路指導の実施と退所先訪問や個別相談への対応等アフターケアの実施
- イ 成人施設への移行促進に向けた過齢児対象の生活プログラム(運動や畑作業等)と保護者支援(相談、成人施設との調整、体験入所付き添い等)の実施

(3) 安心安全な環境整備

- ア 施設周辺の清掃の実施(毎月)
- イ 危険箇所・破損箇所の定期点検(毎月)

6 活気溢れる職場づくり

(1) 挨拶の励行及びクリーンタイムの継続実施

(2) 職場の活性化を目的とした取組みの実施

- ア 5S運動(整理・整頓・清掃・清潔・整容)の実施
- イ 提案制度への応募及び研究発表会への積極的参加

6 桃山学園

(2) 児童養護施設

【運営の方針】

社会的養護を必要とする児童に対し、基本的な生活習慣を身に付け、豊かな人間性や社会性を養い、児童の自立、家庭復帰のための支援を行う。

特に、高校生や中学生を対象に、卒業後の進路設計がスムーズに行えるよう積極的に就労体験や社会生活に必要な知識や技能を指導する。

平成25年度は、被虐待や発達障害等児童の個別課題の克服に向け、更に力を入れるものとする。

【事業計画】

1 財務基盤の確立

(1) 利用料収入増の取組み実施

ア 夜間体制等の充実による入所児童の積極的な受入れ

イ 短期入所児童の受入れの増（目標：年間延べ100名）

(2) 予算管理の徹底による経費の効率的執行

（目標：平成22年度事務費実績 5%減）

節電・節水の取組みや省エネ設備の整備（LEDの導入等）

2 組織体制の強化

(1) 危機管理体制の強化

ア 感染症予防対策等危機管理マニュアルの見直し

イ 記録システム活用によるヒヤリハット事例報告の分析及び防止策の実施

(2) 関係機関との連携(情報共有の徹底等)による児童虐待防止体制強化

3 効率的・効果的な事業運営

(1) 業務プロセスの見直し改善策の実施

ア 日中の時間帯の有効活用

イ 記録システム活用による業務の省力化

(2) 総務事務一元化に伴う事務処理体制の整備

4 人材の育成と確保

(1) 人事考課制度の試行実施

(2) エルダー制度実施等によるOJTの強化

(3) 施設内研修の充実

(4) 接遇指導者による接遇マナーの向上

5 福祉サービスの充実

(1) 児童の特性に応じた支援の強化

- ア 児童一人ひとりの特性や課題に合わせた自立支援計画の策定と支援プログラムの実施
- イ 「生活のきまり」に基づく生活ルールの遵守指導の強化
- ウ 被虐待児童及び不登校児童への支援強化
 - ・心理担当職員と精神科医による心理ケアの充実
 - ・家庭支援専門員による家族や児童相談所、学校との課題解決に向けた調整
- エ 児童の暴力的行為（いじめ）防止を目的とした、個別指導及び児童相談所による一時保護等関係機関との連携強化
- オ 小・中学校の役職員との連絡会議開催（年4回）による情報共有や課題解決に向けた連携強化
- カ ニーズの把握や課題調整を目的とした児童との定期的な話し合いや意向調査（短期入所児童の保護者対象）等の実施
- キ クラブ活動や習い事等による意欲の喚起

(2) 自立をめざした支援の充実（対象：中学・高校生）

- ア 関係機関との連携による児童の希望や特性に応じた進路指導及び退所先訪問や個別相談等アフターケアの実施
- イ 職場体験やアルバイト等の推進
- ウ お小遣いの自己管理による金銭管理指導の実施

(3) 安心安全な環境整備

- ア 施設周辺の清掃の実施（毎月）
- イ 危険箇所・破損箇所の定期点検（毎月）

6 活気溢れる職場づくり

(1) 挨拶の励行及びクリーンタイムの継続実施

(2) 職場の活性化を目的とした取組みの実施

- ア 5S運動（整理・整頓・清掃・清潔・整容）の実施
- イ 提案制度への応募及び研究発表会への積極的参加

7 こども発達支援センター

【運営の方針】

年齢や障害に応じた保育や専門医による診療と専門職員による検査・治療を行う等通園部門と診療部門の連携による総合的な療育を行い、こども達の健やかな成長と発達につながる支援に努める。

また、地域支援部門として地域と連携しながら京都府南部地域における障害児療育の中核的拠点としての役割を果たすよう、相談支援や講演会の開催、関係機関への研修等市町村の療育体制のサポートを行う。

【事業計画】

1 財務基盤の確立

(1) 利用料収入増の取組み実施

ア 1人あたりの保育日数制限緩和（3日→4日）及び1日あたりの開所クラス数増（3～5クラス→最大7クラス）・随時入園等の実施

目標：日々通園児数の増（福祉型、医療型あわせて10名、重心1名の増）

イ 外来診療におけるセラピー枠に空きが生じぬよう医師との連携強化と効果的な予約の実施

目標：セラピー実施件数 1日あたり8枠

(2) 予算管理の徹底による経費の効率的執行

（目標：平成22年度事務費実績 5%減）

ア 節電・節水の取組みや省エネ設備の整備（LEDの導入等）

イ 各種事業の見直し・点検による事務・事業費の削減

2 組織体制の強化

危機管理体制の強化

ア 緊急時の個別対応マニュアル等の見直しによるマニュアル集の整備（事故防止マニュアル、感染症マニュアル、虐待対応マニュアル）

イ ヒヤリハット事例について早期報告と対応策の共有化による事故防止の徹底

ウ 感染症予防委員会の定期開催（月1回）により感染症予防対策の徹底

3 効率的・効果的な事業運営

(1) 業務プロセスの見直し改善策の実施

ア 会議運営の簡素・効率化

イ 記録業務等の効率化による心理検査件数の増

(2) 総務事務一元化に伴う事務処理体制の整備

4 人材の育成と確保

(1) 人事考課制度の試行実施

(2) エルダー制度実施等によるOJTの強化

(3) 施設内研修の充実

メンタルヘルスへの対応強化

- ・ 役付け職員による個人面談の実施(年2回)
- ・ 精神科医の講演とグループワーク(年1回)
- ・ 部門毎のグループディスカッション(年1回)

(4) 接遇指導者による接遇マナーの向上

5 医療・福祉サービスの充実

(1)利用者サービスの向上

ア 発達障害児に対する効率的な診療体制の構築

初診待機期間の短縮 目標：2ヶ月以内

イ 地域支援事業の実施

支援学校や地域療育教室への職員派遣、研修会等への講師派遣

(2) 保護者支援

ア 通園児保護者対象学習会の実施（年10回）

イ 外来児保護者対象の学習会等の実施

・ 発達障害学習会の開催（年2クール/1クールあたり4回実施）

・ペアレントトレーニングの実施（年2クール/1クールあたり8回実施）

ウ 一般府民対象の「発達障害講演会2013」開催（年2回）

(3) 安心安全な環境整備

ア 計画的な設備整備(遊具の点検等)

イ 環境美化活動の実施(草刈り・年3回以上)

6 活気溢れる職場づくり

(1) 挨拶の励行及びクリーンタイムの継続実施

(2) 職場の活性化を目的とした取組みの実施

他職種間連携による研究発表会での発表

8 相談支援事業所 TOMO（平成25年4月1日から運営開始）

1 事業目的

障害者総合支援法に基づく指定特定相談事業所及び指定一般相談支援事業所として、障害者を対象に利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、関係機関と連携を図りつつ適切な相談支援を行う。

2 事業概要

- (1) 所在地 城陽市中芦原 （心身障害者福祉センター体育館内）
- (2) 営業時間 月曜から金曜まで 午前9時から午後5時まで
（ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。）
- (3) 主たる対象者 身体障害者（肢体不自由）
- (4) 事業実施地域 城陽市・宇治田原町

(5) 事業内容

ア 指定特定相談支援事業

障害者の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて計画相談支援及び基本相談支援などケアマネジメントによるきめ細かな支援に努める。

・サービス利用支援

支給決定時又は支給決定の変更前のサービス等利用計画案の作成及びサービス事業者等との連絡調整及び計画作成等の実施

・継続サービス利用支援

支給決定されたサービス等利用状況検証（モニタリング）の実施とサービス事業者等との連絡調整及び支給決定又は支給決定変更に係る申請の勧奨実施

イ 指定一般相談支援事業

施設や病院に長期入所等している障害者に対して、地域生活移行のための住居の確保や新生活の準備等への支援を行うとともに、障害者の居宅生活での相談サポート等を実施（地域相談支援・基本相談支援）する。

・地域移行支援

住居確保等地域生活移行に向けた活動に関する相談等の実施

・地域定着支援

連絡体制の確保及び障害特性に起因して生じた緊急事態等への相談等実施

9 発達障害者支援センター

【運営の方針】

京都府精神保健福祉総合センターへの移転に伴い、引き続き発達障害者支援の専門的・中核的拠点施設として、発達障害のある本人とその家族が地域で安心して豊かに生活できるよう、府内6カ所の圏域支援センターや相談支援事業所等との連携を強化し、新たに府全体の支援体制づくりやバックアップ支援、困難事例への対応等に取り組むとともに人材育成や普及啓発など支援センターとしての機能強化を図る。

【事業計画】

1 組織体制の強化

- (1) 京都府精神保健福祉総合センターへの円滑な移転
 - ア 移転に伴う新たな業務執行体制の構築
 - イ 移転に伴う機能・役割・支援体制変更等の周知徹底
- (2) 危機管理体制の強化を目的とした緊急時マニュアルの策定
- (3) 発達障害者支援の専門的・中核的機関としての機能強化
 - ア 京都府全体の支援体制づくり
 - イ 発達障害専門研修の実施
 - ウ 圏域支援センター等のバックアップ支援機能の強化
 - エ 担当ケースの圏域支援センター等への円滑な移管・引き継ぎ

2 人材の育成と確保

- (1) 人事考課制度の試行実施
- (2) エルダー制度実施等によるOJTの強化
- (3) 施設内研修の充実
- (4) 接遇指導者による接遇マナーの向上

3 福祉サービスの充実

- (1) 専門的・中核的拠点としての役割分担・連携体制の明確化
 - ア 府内の支援体制整備
 - イ 専門相談機関としての資質・専門性の向上
- (2) 発達障害者支援センターバックアップ支援
 - ア 圏域支援センターのバックアップ支援
 - イ 相談支援事業所等のバックアップ支援
- (3) 関係機関・団体との連携強化
 - ア 連絡協議会等各種会議の開催
 - イ 関係機関等の会議への積極的参加及び適切な助言・指導等

- (4) 支援者等に対する人材育成の充実
 - ア 支援者養成事業の実施（年1回）
 - イ 各種専門研修の実施
- (5) 発達障害の理解促進と普及啓発
 - ア 府民を対象とした公開講演会の開催（年1回）
 - イ ホームページ等によるタイムリーな情報提供

4 活気溢れる職場づくり

- (1) 挨拶の励行及びクリーntタイムの継続実施
- (2) 職場の活性化を目的とした取組みの実施
提案制度への応募及び研究発表会等への積極的参加